

法人税の達人from減価償却の達人

運用ガイド

この度は、「法人税の達人from減価償却の達人」をご利用いただき誠にありがとうございます。
ございます。

「法人税の達人from減価償却の達人」は、「減価償却の達人」の減価償却データを「法人税の達人」に取り込むためのプログラムです。このマニュアルでは、「法人税の達人from減価償却の達人」のインストール手順や操作手順について説明しています。



目次

1.対応製品	3
2.動作環境	4
3.インストール方法	5
パターン①「達人Cube」からアップデートする場合	5
パターン②「達人」オフィシャルサイトからファイルをダウンロードする場合	8
4.運用方法	10
パターン①	
「減価償却の達人」と「法人税の達人」が同一コンピュータにインストールされている場合	10
パターン②	
「減価償却の達人」と「法人税の達人」が別のコンピュータにインストールされている場合	11
5.操作方法	12
パターン①	
「減価償却の達人」と「法人税の達人」が同一コンピュータにインストールされている場合	12
パターン②	
「減価償却の達人」と「法人税の達人」が別のコンピュータにインストールされている場合	17
6.連動対象項目	24
「減価償却の達人」から連動するデータ（連動元）	24
「法人税の達人」に連動するデータ（連動先）	25
別表十六（一）	26
別表十六（二）	27
別表十六（四）	28
別表十六（六）	29
別表十六（七）	30
別表十六（八）	31
7.アンインストール方法	32
8.著作権・免責等に関する注意事項	33

1.対応製品

「法人税の達人 from 減価償却の達人」に対応する NTT データの各対応製品は以下のとおりです。

対応製品	対応アプリケーション
連動元対応製品	減価償却の達人 Professional Edition
	減価償却の達人 Standard Edition
連動先対応製品	法人税の達人（平成20年度版） Professional Edition 以降
	法人税の達人（平成20年度版） Standard Edition 以降

2.動作環境

「法人税の達人from減価償却の達人」に必要な動作環境は「1.対応製品」(P.3)に記載の「連動元対応製品」と同様です。



注意

- 「法人税の達人from減価償却の達人」のインストールやプログラムの起動を行うには、「1.対応製品」(P.3)に記載の「連動元対応製品」のいずれかがインストールされている必要があります。
- 「法人税の達人from減価償却の達人」の起動中に、「連動元対応製品」の起動、及びアンインストールを行うことができません。

3.インストール方法

「法人税の達人from減価償却の達人」をインストールする手順は、「達人Cube」からアップデートする方法と「達人」オフィシャルサイトからファイルをダウンロードする方法の2パターンあります。



注意

インストール作業中に「ユーザーアカウント制御」画面が表示されることがあります。その場合は「はい」ボタンをクリックして作業を進めてください（必要に応じてパスワードを入力します）。

パターン①

「達人Cube」からアップデートする場合

1. 「達人Cube」にログインし、[アップデート]をクリックします。



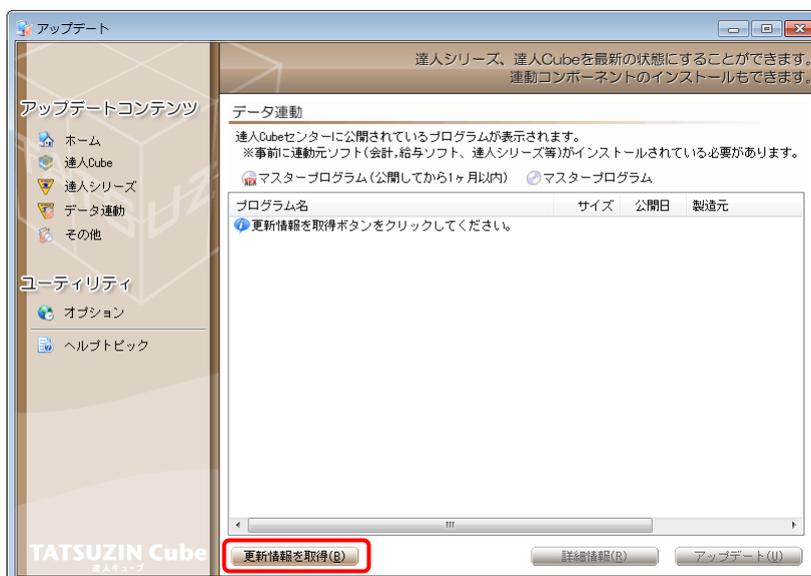
[アップデート] 画面が表示されます。

2. アップデートコンテンツ[データ連動]をクリックします。



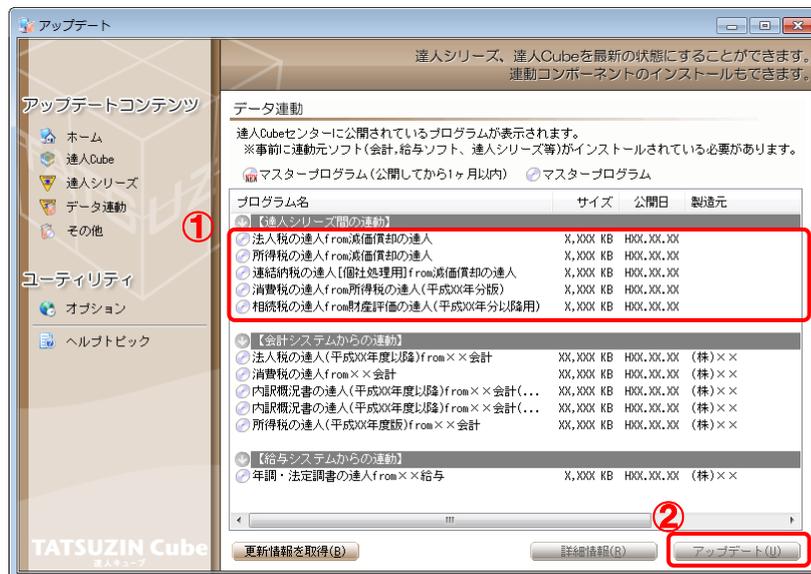
[データ連動] 画面が表示されます。

3. [更新情報を取得]ボタンをクリックします。



連動コンポーネントが表示されます。

4. 該当の連動コンポーネントをクリックして選択し(①)、[アップデート]ボタンをクリックします(②)。



[法人税の達人 from 減価償却の達人] 画面が表示されます。

5. [次へ]ボタンをクリックします。

[プログラムのインストール] 画面が表示されます。

6. [インストール]ボタンをクリックします。

インストールが開始されます。

7. [InstallShield ウィザードを完了しました]画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。

以上で、「法人税の達人from減価償却の達人」のインストールは完了です。

パターン②

「達人」オフィシャルサイトからファイルをダウンロードする場合

1. 「達人」オフィシャルサイトの連動会計・給与ソフトの連動コンポーネントダウンロードページ (http://www.tatsuzin.info/rendousoft/rendou_download.html)を開きます。

The screenshot shows the website interface for downloading components. The main content area includes a table with the following data:

会社名	連動ソフト・サービス名	連動コンポーネント/マニュアル
株式会社NTTデータ (申告書作成ソフト)	・ 減価償却の達人	↓ダウンロード
ソリマテ株式会社	・ 会計三 X X PRO ・ 会計三 X X ・ 会計三 X X 介護事業所スタイル ・ 農業簿記 X X	↓ダウンロード
弥生株式会社	・ 弥生会計	↓ダウンロード
株式会社フリーウェイジャパン	・ フリーウェイ経理Pro	※
株式会社アイ・エス・エス	・ E会計Pro-Socio	↓ダウンロード
全国税理士データ連携活用推進委員会	・ TACTICS財務 X X	↓ダウンロード
応研株式会社	・ 大塚大塚NXX(バージョンX) ・ 大塚大塚大塚NXX(バージョンX) ・ 建設大塚NXX(バージョンX) ・ 医療大塚NXX(バージョンX)	↓ダウンロード
株式会社ワイエムジーソフト	・ 富士山財務会計	↓ダウンロード
株式会社名南経理コンサルティング MyKomon事務局	・ 決算内訳書システム	※
株式会社オービックビジネスコンサルタント	・ 勘定奉行V ERP ・ 勘定奉行 i ・ 勘定奉行21	↓ダウンロード

2. 該当の「達人シリーズ」のソフト名をクリックします。
該当の連動会計・給与ソフトメーカー一覧画面が表示されます。
3. 該当の連動会計・給与ソフトメーカーの[ダウンロード]をクリックします。
該当の連動会計・給与ソフトメーカーの最新の連動コンポーネント一覧画面が表示されます。
4. 該当の連動コンポーネントの[連動コンポーネントをダウンロードする]ボタンをクリックします。
画面の一番下に通知バーが表示されます。
5. [保存]ボタンの右端にある[▼]ボタンをクリックし、表示されるメニュー[名前を付けて保存]をクリックします。
[名前を付けて保存]画面が表示されます。

- 6.** 保存する場所を指定し、[保存]ボタンをクリックします。
保存する場所に指定した場所に、ファイルがダウンロードされます。
- 7.** 手順6でダウンロードしたファイルをダブルクリックします。
[法人税の達人 from 減価償却の達人] 画面が表示されます。
- 8.** [次へ]ボタンをクリックします。
[プログラムのインストール] 画面が表示されます。
- 9.** [インストール]ボタンをクリックします。
インストールが開始されます。
- 10.** [InstallShield ウィザードを完了しました]画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。

以上で、「法人税の達人from減価償却の達人」のインストールは完了です。

4.運用方法

「法人税の達人from減価償却の達人」は、「減価償却の達人」のデータから中間ファイルを作成します。データ取り込みの操作方法は、「減価償却の達人」と「法人税の達人」が同一コンピュータにインストールされているかどうかで異なります。

パターン①

「減価償却の達人」と「法人税の達人」が同一コンピュータにインストールされている場合

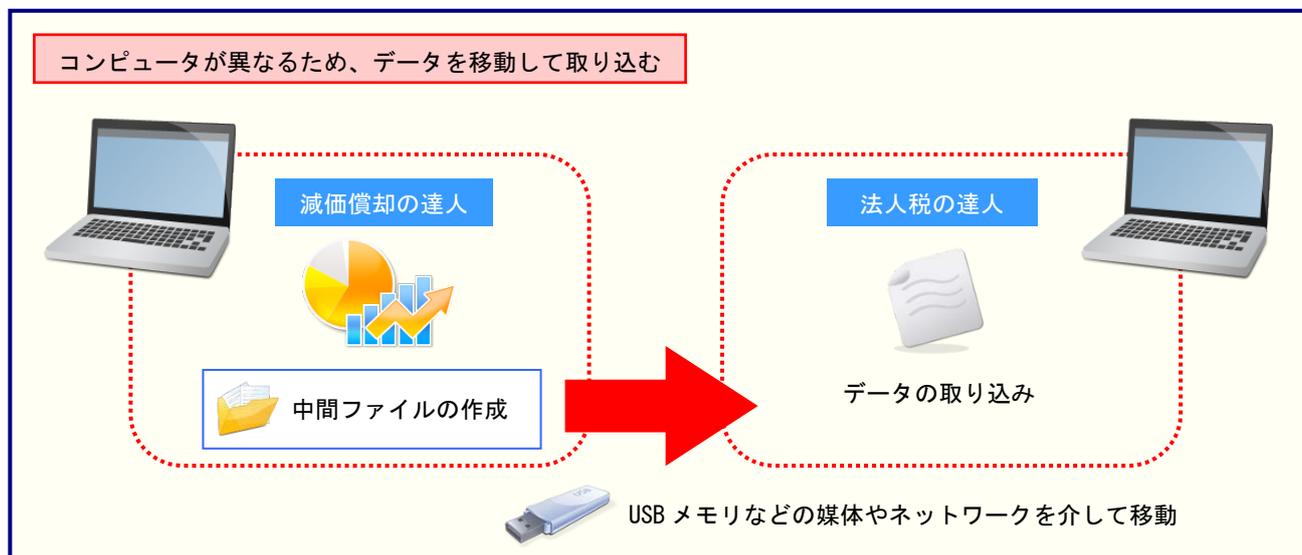
「法人税の達人from減価償却の達人」で作成された中間ファイルを直接「法人税の達人」に取り込みます。



パターン②

「減価償却の達人」と「法人税の達人」が別のコンピュータにインストールされている場合

「減価償却の達人」がインストールされているコンピュータで中間ファイルを作成し、「法人税の達人」がインストールされているコンピュータで取り込みます。



注意

「減価償却の達人」と「法人税の達人」が別のコンピュータにインストールされていても、どちらも Professional EditionでLAN環境でご利用の場合は、パターン①のように連動の操作手順中で「減価償却の達人」のコンピュータを指定して直接連動が可能です。

5.操作方法

「法人税の達人from減価償却の達人」を使って、以下の手順で連動します。

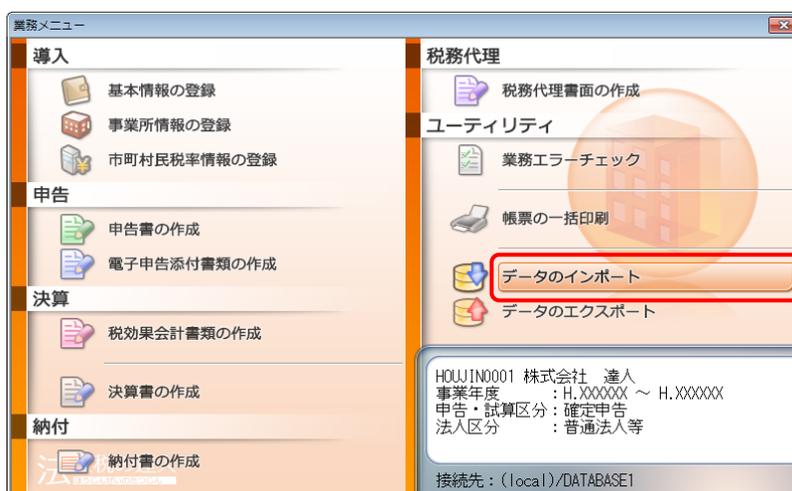
事前に「6.連動対象項目」(P.24)を必ずお読みください。

操作手順は、「減価償却の達人」と「法人税の達人」が同一コンピュータにインストールされているかどうかで異なります。

パターン①

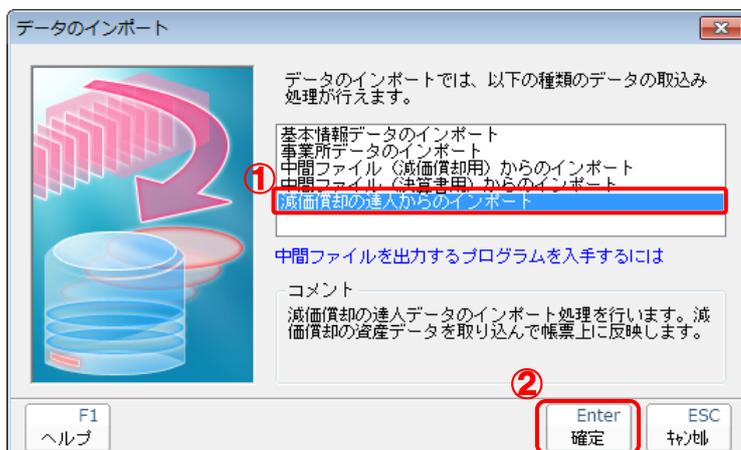
「減価償却の達人」と「法人税の達人」が同一コンピュータにインストールされている場合

1. 「法人税の達人」を起動してデータを取り込む顧問先データを選択し、業務メニュー[データのインポート]をクリックします。



[データのインポート] 画面が表示されます。

2. [減価償却の達人からのインポート]をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



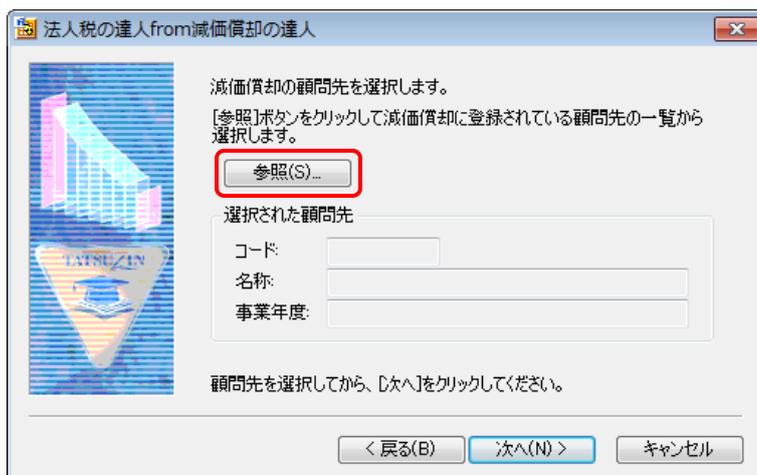
[法人税の達人from減価償却の達人] 画面が表示されます。

3. [次へ]ボタンをクリックします。



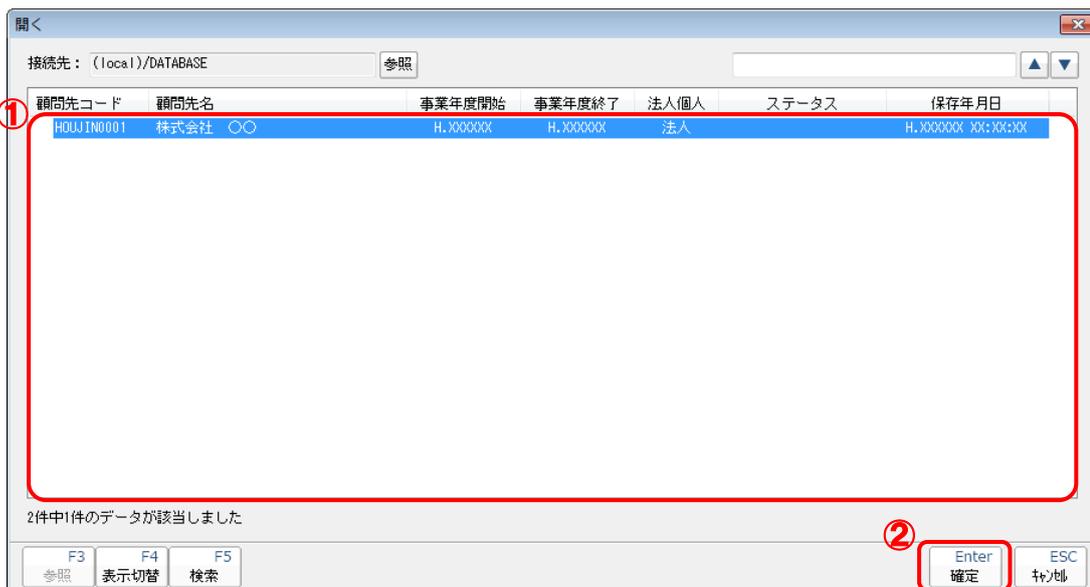
減価償却の顧問先を選択する画面が表示されます。

4. [参照]ボタンをクリックします。



[開く] 画面が表示されます。

5. 該当の顧問先をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



減価償却の顧問先を選択する画面に戻ります。

※ 一覧には、「減価償却の達人」で法人個人区分が「法人」の顧問先のみ表示されます。

※ 対象の顧問先が表示されない場合、[F5/検索] ボタンをクリックして表示される画面から検索条件を変更してください。

6. [次へ]ボタンをクリックします。

条件を設定する画面が表示されます。

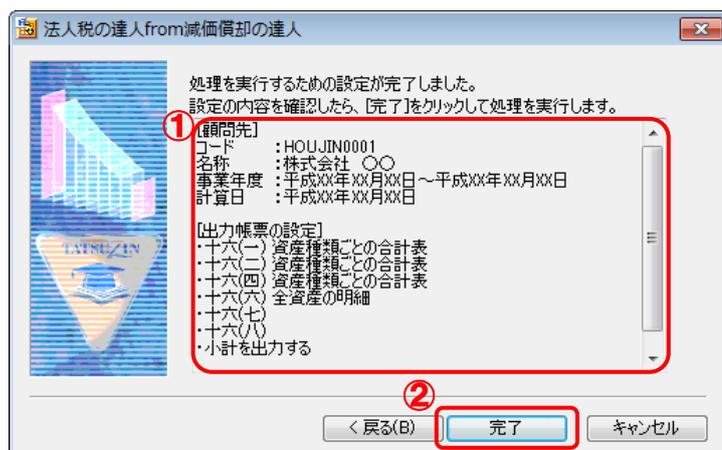
7. 別表の出力形式などの条件を設定し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。

設定内容確認の画面が表示されます。

※ 設定内容は、「減価償却の達人」で別表十六を作成する際の設定と同様です（「減価償却の達人」のオンラインヘルプをご確認ください）。

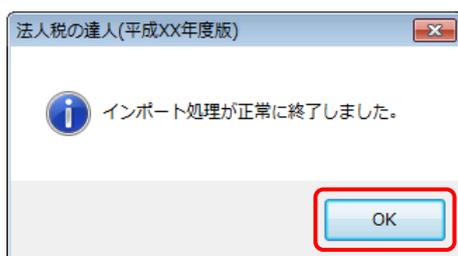
※ [出力形式の選択] でチェックを付けた別表のみが、連動の対象となります。

8. 処理の設定内容を確認し(①)、[完了]ボタンをクリックします(②)。



終了画面が表示されます。

9. [OK]ボタンをクリックします。



[業務メニュー] 画面に戻ります。データの作成(中間ファイルの作成)が終了すると同時に、「法人税の達人」にデータが取り込まれます。

以上で、データの取り込みは完了です。

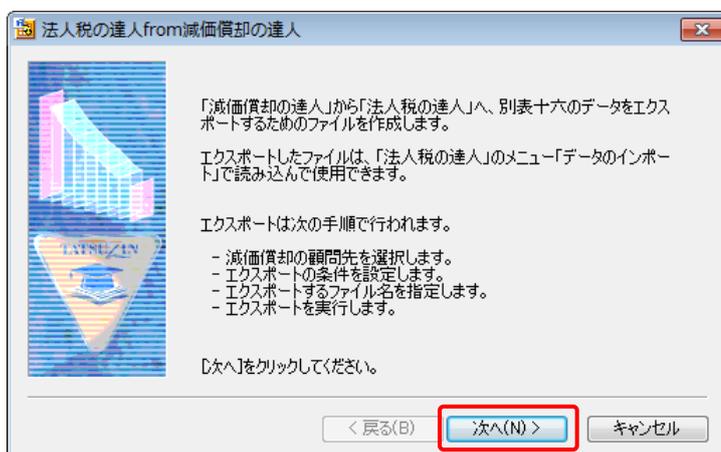
パターン②

「減価償却の達人」と「法人税の達人」が別のコンピュータにインストールされている場合**1. Windowsのスタートメニュー[すべてのプログラム]－[達人シリーズ]－[連動コンポーネント]－[法人税の達人from減価償却の達人]をクリックします。**

[法人税の達人from減価償却の達人] 画面が表示されます。

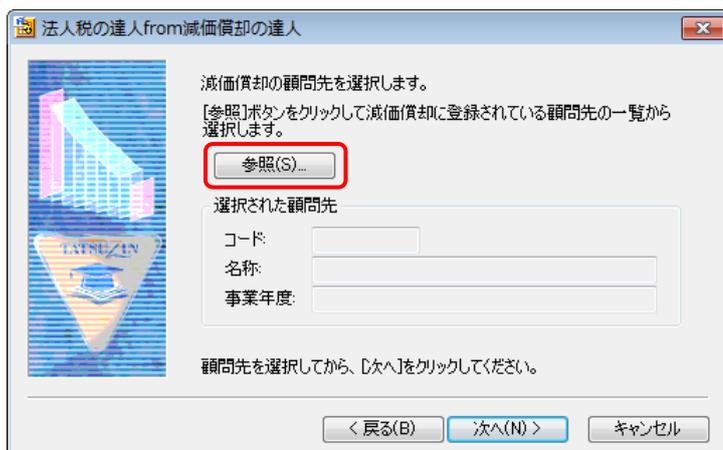
※ Windows 10 の場合は、Windows のスタートボタンをクリックし、[達人シリーズ]－[連動コンポーネント]－[法人税の達人 from 減価償却の達人] をクリックします。

Windows 8.1 の場合は、[アプリ] 画面に表示されている [法人税の達人 from 減価償却の達人] をクリックします。

2. [次へ]ボタンをクリックします。

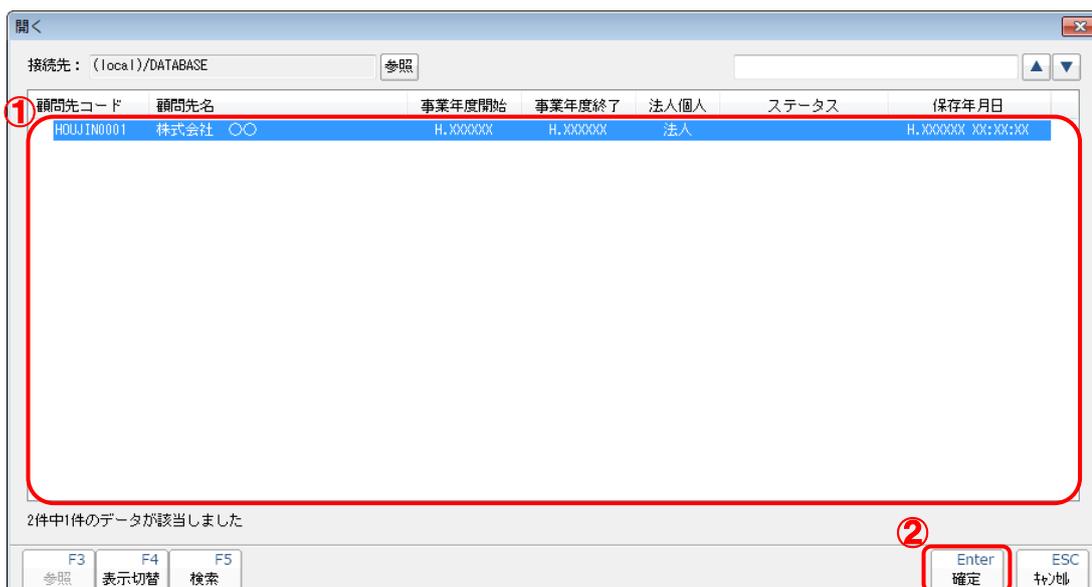
減価償却の顧問先を選択する画面が表示されます。

3. [参照]ボタンをクリックします。



[開く] 画面が表示されます。

4. 該当の顧問先をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



減価償却の顧問先を選択する画面に戻ります。

- ※ 一覧には、「減価償却の達人」で法人個人区分が「法人」の顧問先のみ表示されます。
- ※ 対象の顧問先が表示されない場合、[F5/検索] ボタンをクリックして表示される画面から検索条件を変更してください。
- ※ 「減価償却の達人」と「法人税の達人」が別のコンピュータにインストールされていても、どちらも Professional Edition で LAN 環境でご利用の場合は、[参照] ボタンをクリックして表示される画面から「減価償却の達人」のコンピュータのデータベースを指定してください。

5. [次へ]ボタンをクリックします。

条件を設定する画面が表示されます。

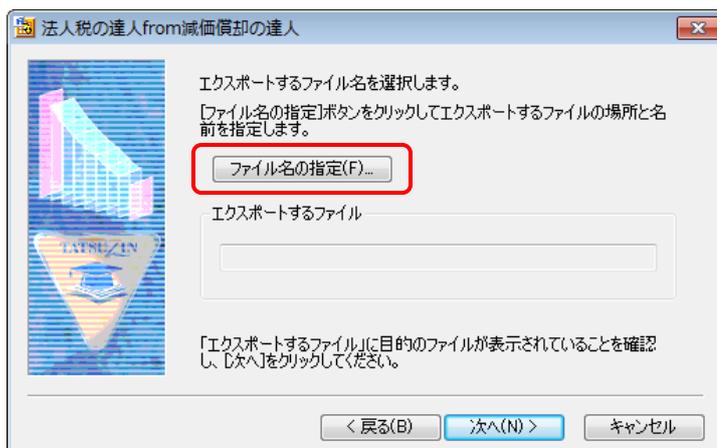
6. 別表の出力形式などの条件を設定し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。

エクスポートするファイル名を選択する画面が表示されます。

※ 設定内容は、「減価償却の達人」で別表十六を作成する際の設定と同様です（「減価償却の達人」のオンラインヘルプをご確認ください）。

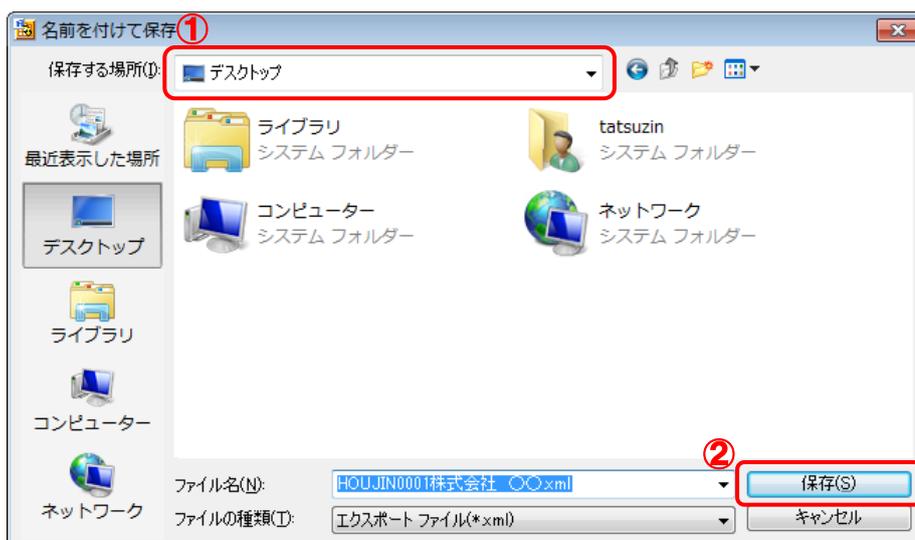
※ [出力形式の選択] でチェックを付けた別表のみが、連動の対象となります。

7. [ファイル名の指定]ボタンをクリックします。



[名前を付けて保存] 画面が表示されます。

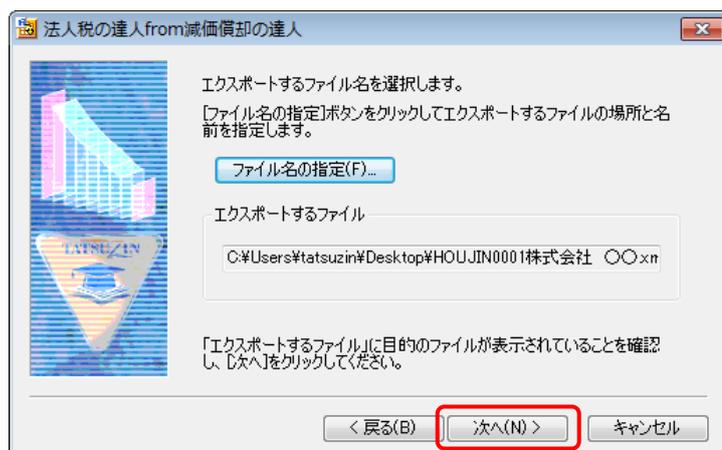
8. [保存する場所]を指定し(①)、[保存]ボタンをクリックします(②)。



エクスポートするファイル名を選択する画面に戻ります。

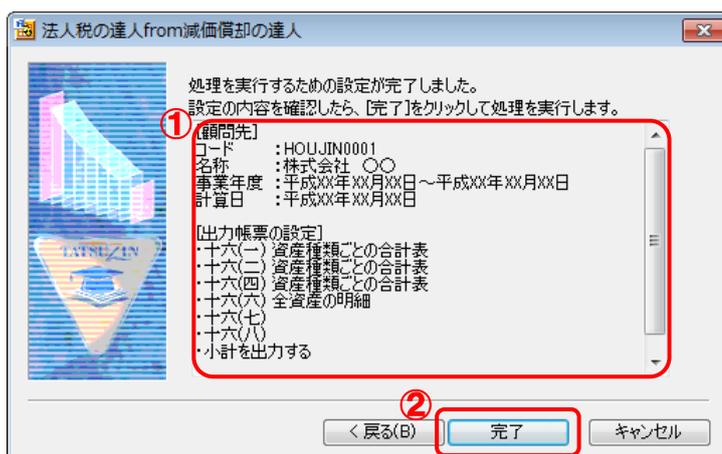
※ [ファイル名] は任意に変更できます。

9. [次へ]ボタンをクリックします。



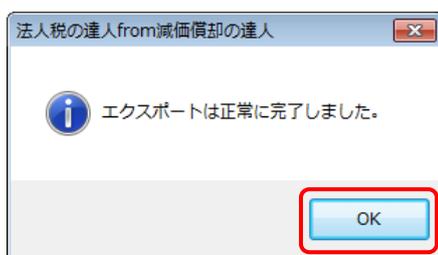
設定内容確認の画面が表示されます。

10. 処理の設定内容を確認し(①)、[完了]ボタンをクリックします(②)。



完了画面が表示されます。

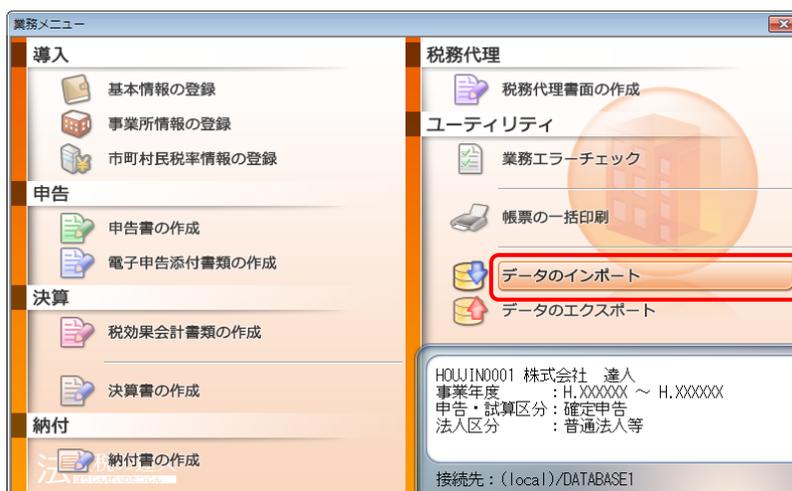
11. [OK]ボタンをクリックします。



手順8で指定した [保存する場所] に、中間ファイルが作成されます。

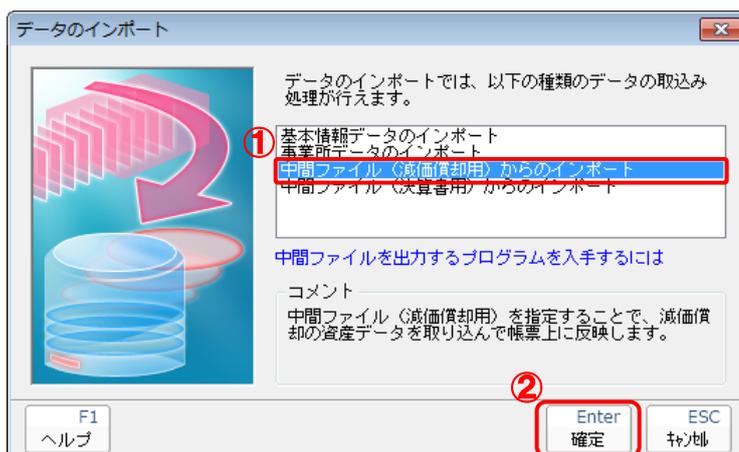
12. 作成された中間ファイルを、USBメモリなどの媒体やネットワークを介して「法人税の達人」がインストールされているコンピュータに移動します。

13. 「法人税の達人」を起動して中間ファイルを取り込む顧問先データを選択し、業務メニュー-[データのインポート]をクリックします。



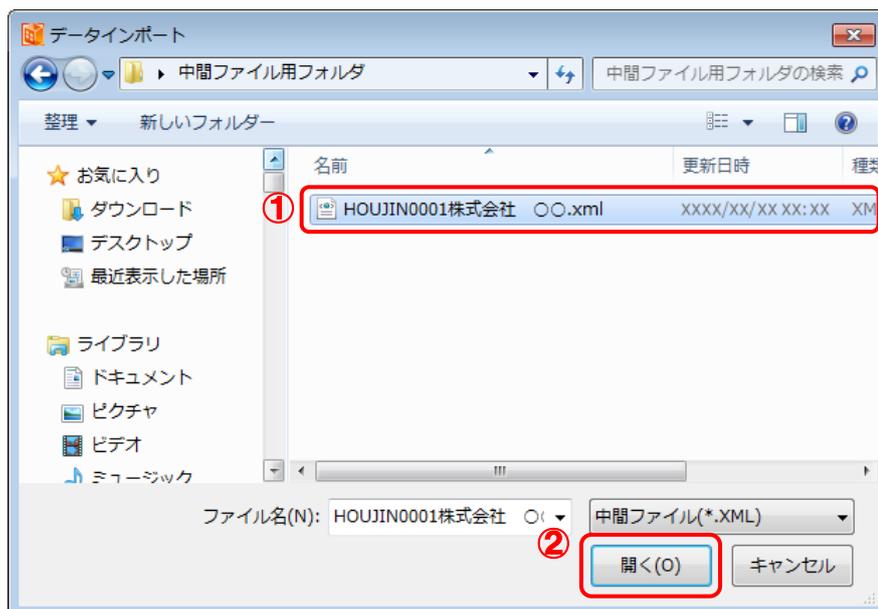
[データのインポート] 画面が表示されます。

14. [中間ファイル(減価償却用)からのインポート]をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



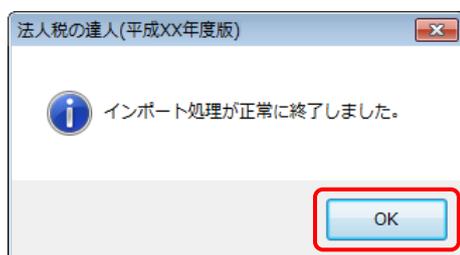
[データインポート] 画面が表示されます。

15. 作成した中間ファイルをクリックして選択し(①)、[開く]ボタンをクリックします(②)。



終了画面が表示されます。

16. [OK]ボタンをクリックします。



[業務メニュー] 画面に戻ります。

以上で、データの取り込みは完了です。

6.連動対象項目

「法人税の達人from減価償却の達人」では、「減価償却の達人」の法人税別表十六よりデータを取り込みます。

「減価償却の達人」から連動するデータ(連動元)

「減価償却の達人」からは業務メニュー [法人税別表十六の作成] で作成されるデータが連動されます。

The screenshot shows the 'Business Menu' on the left with '法人税・所得税申告' (Corporate Tax/Income Tax Declaration) selected. Under this menu, '法人税別表十六の作成' (Creation of Form 16) is highlighted with a red box. A red arrow points from this menu item to the main window displaying '別表十六(一)' (Form 16-1), which is a table for calculating depreciation on fixed assets.

種別	種別	無形固定資産	定額法	法人名	株式会社 ○○
1	2	3	4	5	6
取得年月日	取得年月日	取得年月日	取得年月日	取得年月日	取得年月日
7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30

「法人税の達人」に連動するデータ(連動先)

「法人税の達人」に連動する帳票は以下のとおりです。次ページ以降の各帳票の網掛け部分が連動対象項目です。

別表十六

別表十六 (一)

別表十六 (二)

別表十六 (四)

別表十六 (六)

別表十六 (七)

別表十六 (八)



注意

資産明細数はメモリの容量に依存しますので、転送するデータを作成する前に必ず確認してください。ただし、一括償却資産の明細は5件に限定されます。

別表十六(一)

① 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	平成	平成	法人名
資産	種 類	1			
	構 造	2			
	種 目	3			
区 分	取 得 年 月 日	4			
	事業の用に供した年月	5			
取得価額	耐 用 年 数	6	年	年	年
	取得価額又は製作価額	7	円	円	円
帳 簿 価 値	圧縮記録による積立金計上額	8			
	差引取得価額 (7)-(8)	9			
減 価 償 却 額	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10			
	期末現在の積立金の額	11			
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	積立金の期中取崩額	12			
	差引帳簿記載金額 (10)-(11)-(12)	13	円	円	円
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	損金に計上した当期償却額	14			
	前期から繰り越した償却超過額	15	円	円	円
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	合 計 (13)+(14)+(15)	16			
	残 存 価 値 額	17			
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	差引取得価額×5% (9)× $\frac{5}{100}$	18			
	旧定額法の償却計算の基礎となる金額 (9)-(17)	19			
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	旧定額法の償却率	20			
	算出償却額 (18)×(20)	21	円	円	円
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	増 加 償 却 額 (21)×増増率	22	()	()	()
	計 (21)+(22)	23			
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	定額法の償却計算の基礎となる金額 (9)	24			
	定額法の償却率	25			
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	算出償却額 (24)×(25)	26	円	円	円
	増 加 償 却 額 (26)×増増率	27	()	()	()
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	計 (26)+(27)	28			
	当期分の普通償却限度額等 (23)、(24)又は(29)	29			
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	特別償却限度額	30			
	特別償却限度額	31	円	円	円
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	特別償却限度額	32	円	円	円
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	33			
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	合 計 (30)+(32)+(33)	34			
	当 期 償 却 額	35			
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	償却不足額 (34)-(35)	36			
	償却超過額 (35)-(34)	37			
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	前期からの繰越額	38	円	円	円
	当期償却不足によるもの	39			
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	積立金取崩しによるもの	40			
	差引合計翌期への繰越額 (37)+(38)-(39)-(40)	41			
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 ((36)-(39)+(32)+(33)のうち少ない金額)	42			
	当期において繰り落てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	43			
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	差引翌期への繰越額 (42)-(43)	44			
	翌期前期繰越額への	45			
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	平 平 平 平	46			
	当期分不足額	47			
備考					

別表十六(一)

平二十九・四・一 以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1601

別表十六(二)

① 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	平成 平成	法人名	別表十六(二)					
資 産 区 分	種 類	1								平 二 十 九 ・ 四 ・ 一 以 後 終 了 事 業 年 度 又 は 連 結 事 業 年 度 分
	構 造	2								
	細 目	3								
	取 得 年 月 日	4								
	事 業 の 用 に 供 し た 年 月	5								
	耐 用 年 数	6		年	年	年	年	年	年	
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円	円	円	円	
	圧縮記帳による積立金計上額	8								
	差 引 取 得 価 額 (7) - (8)	9								
償 却 額 計 算 の 基 礎 と な る 額	償却額計算の前提となる 期末現在の帳簿記載金額	10								
	期末現在の積立金の額	11								
	積立金の期中取崩額	12								
	差 引 帳 簿 記 載 金 額 (10) - (11) - (12)	13	円	円	円	円	円	円	円	
	損金に計上した当期償却額	14								
	前期から繰り越した償却超過額	15	円	円	円	円	円	円	円	
当 期 分 の 普 通 償 却 額	合 計 (13) + (14) + (15)	16								
	前期から繰り越した特別償却不足額 又は合併等特別償却不足額 償却額計算の基礎となる金額 (16) - (17)	17								
	差引取得価額 × 5 % (9) × $\frac{5}{100}$	19								
	(16) > (19) の場合	旧定率法の償却率	20							
		算出償却額 (18) × (20)	21	円	円	円	円	円	円	
		増加償却額 (21) × 増増率	22	()	()	()	()	()	()	
	(16) ≤ (19) の場合	算出償却額 (19) - 1円 × $\frac{5}{100}$	24							
		定率法の償却率	25		(0.200)	(0.200)				
		調整前償却額 (18) × (25)	26	円	円	円	円	円	円	
	平 成 19 年 4 月 1 日 以 後 取 扱 分	保 証 率	27							
償 却 保 証 額 (9) × (27)		28	円	円	円	円	円	円		
(26) < (28) の場合		改定取得価額	29							
		改定償却率	30							
		改定償却額 (29) × (30)	31	円	円	円	円	円	円	
増 加 償 却 額 ((26)又は(31)) × 増増率		32	()	()	()	()	()	()		
合 計 ((26)又は(31)) + (32)		33								
当期分の普通償却限度額等 (23)、(24)又は(33)	34									
当 期 分 の 償 却 限 度 額	租税特別措置法 適用条項	35	()	()	()	()	()	()		
	特別償却限度額	36	円	円	円	円	円	円		
	前期から繰り越した特別償却不足額 又は合併等特別償却不足額	37						4,500,000		
	合 計 (34) + (36) + (37)	38								
当 期 償 却 額	39									
差 償 却 不 足 額 (38) - (39)	40									
引 償 却 超 過 額 (39) - (38)	41									
償 却 超 過 額	前期からの繰越額	42	円	円	円	円	円	円		
	当 期 分 の 繰 越 額	償却不足によるもの	43							
		積立金取崩しによるもの	44							
	差引合計翌期への繰越額 (42) + (43) - (44)	45								
	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 [(40) - (43) + (38) + (37)]のうち、(45)金額	46								
特 別 償 却 不 足 額	当期において切り替える特別償却 不足額又は合併等特別償却不足額	47								
	差引翌期への繰越額 (46) - (47)	48								
	翌繰内額 への繰 越 額 の 当 期 分 不 足 額	49	平	平	平	平	平	平		
繰越額再編成により引き継ぐ べき特別償却不足額 (40) - (43) + (38)のうち、(45)金額	51									
備考										

法 0301-1602

別表十六(四)

① 旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	平成	法人名
資 種	類	1		
産 構	造	2		
区 細	目	3		
分 契	約 年 月 日	4		
分 貸	貸の用又は事業の用に供した年月	5		
償 却 額 計 算 の 基 礎 と なる 金 額	取得価額又は製作価額	6	円外	円外
	圧縮記録による積立金計上額	7		
	差引取得価額 (6)-(7)	8		
	見積残存価額	9		
	償却額計算の基礎となる金額 (8)-(9)	10		
	旧リース期間定額法を採用した事業年度	11		
	取得価額又は製作価額	12	円外	円外
	上記(12)のうち(11)の事業年度前に現金の額に算入された金額	13		
	差引取得価額 (12)-(13)	14		
	残価保証額	15		
繰 越 記 載 金 額	償却額計算の基礎となる金額 (14)-(15)	16		
	取得価額	17	円外	円外
	残価保証額	18		
	償却額計算の基礎となる金額 (17)-(18)	19		
	償却額計算の対象となる期末現在の繰越記載金額	20		
	期末現在の積立金の額	21		
	積立金の期中取崩額	22		
	差引繰越記載金額 (20)-(21)-(22)	23	円外	円外
	リース期間又は改定リース期間の月数	24	()月()月()月()月()月()月	
	当期におけるリース期間又は改定リース期間の月数	25		
当期分の普通償却限度額 ((10)、(16)又は(19)) × (25) / (24)	26	円	円	
新法に償却額の特例適用する特別償却限度額	27	円	円	
特別償却限度額	28	円外	円外	
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	29			
合 計 (26)+(28)+(29)	30			
当 期 償 却 額	31			
差 償 却 不 足 額 (30) - (31)	32			
引 償 却 超 過 額 (31) - (30)	33			
償 却 超 過 額	34	円外	円外	
当期償却によるもの	35			
積立金取崩しによるもの	36			
差引合計翌期への繰越額 (33)+(34)-(35)-(36)	37			
翌期に繰り越すべき特別償却不足額 ((32)-(38)と(28)+(29)のうち少ない金額)	38			
当期において切り捨てた特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	39			
差引翌期への繰越額 (38)-(39)	40			
翌期への繰越額	41	平	平	
当 期 分 不 足 額	42			
適格組織若しくは適格組織等により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 ((32)-(36)と(28)のうち少ない金額)	43			
備考				

別表十六(四) 平二十九・四・一 以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十六(六)

① 繰延資産の償却額の計算に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	平成 . . . 平成 . . .	法人名		
I 均等償却を行う繰延資産の償却額の計算に関する明細書						
繰延資産の種類	1					
支出した年月	2					
支出した金額	3	円	円	円	円	円
償却期間の月数	4	月	月	月	月	月
当期の期間のうちに含まれる償却期間の月数	5					
当期分の償却限度額 (3) × $\frac{(5)}{(4)}$	6	円	円	円	円	円
当期償却額	7					
差引	償却不足額 (6) - (7)	8				
	償却超過額 (7) - (6)	9				
償却超過額	前期からの繰越額	10	外	外	外	外
	同上のうち当期損金認容額 ((8)と(10)のうち少ない金額)	11				
	翌期への繰越額 (9) + (10) - (11)	12				
II 一時償却が認められる繰延資産の償却額の計算に関する明細書						
繰延資産の種類	13					
支出した金額	14	円	円	円	円	円
前期までに償却した金額	15	外	外	外	外	外
当期償却額	16					
期末現在の帳簿価額	17					

別表十六(六) 平二一九・四・一 以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1606

別表十六(七)

① 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	平成 . . . 平成 . . .	法人名		
資 産 区 分	種 類 1					
	構 造 2					
	区 細 目 3					
	事業の用に供した年月 4					
取 得 価 額	取得価額又は製作価額 5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額 6					
	差引改定取得価額 (5) - (6) 7					
資 産 区 分	種 類 1					
	構 造 2					
	区 細 目 3					
	事業の用に供した年月 4					
取 得 価 額	取得価額又は製作価額 5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額 6					
	差引改定取得価額 (5) - (6) 7					
資 産 区 分	種 類 1					
	構 造 2					
	区 細 目 3					
	事業の用に供した年月 4					
取 得 価 額	取得価額又は製作価額 5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額 6					
	差引改定取得価額 (5) - (6) 7					
当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額 ((7)の計)					8	円

別表十六(七) 平成二十九・四・一 以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1607

別表十六(八)

① 一括償却資産の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 平成 . . . 法人名

別表十六(八)

事業の用に供した事業年度又は連結事業年度		平成 . . .	(当期分)				
1		円	円	円	円	円	円
2	同上の事業年度又は連結事業年度において事業の用に供した一括償却資産の取得価額の合計額	円	円	円	円	円	円
3	当期の月数 (事業の用に供した事業年度の間申告又は連結事業年度の連結中間申告の場合は当該事業年度又は連結事業年度の月数)	月	月	月	月	月	月
4	当期分の損金算入限度額 (2) × $\frac{(3)}{36}$	円	円	円	円	円	円
5	当期損金経理額						
差引	損金算入不足額 (4) - (5)						
	損金算入限度超過額 (5) - (4)						
8	前期からの繰越額						
9	同上のうち当期損金認容額 (6)と(8)のうち少ない金額						
10	翌期への繰越額 (7) + (8) - (9)						

平成二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1608

7.アンインストール方法

「法人税の達人 from 減価償却の達人」をコンピュータからアンインストールするには、以下の手順で行います。



注意

アンインストール作業中に [ユーザーアカウント制御] 画面が表示されることがあります。その場合は [はい] ボタンをクリックして作業を進めてください（必要に応じてパスワードを入力します）。

1. Windowsのスタートメニュー[コントロールパネル]をクリックします。

[コントロールパネル] 画面が表示されます。

※ Windows 10 の場合は、Windows のスタートボタンをクリックし、[Windows システムツール] - [コントロールパネル] をクリックします。

Windows 8.1 の場合は、[アプリ] 画面に表示されている [法人税の達人 from 減価償却の達人] を右クリック - [アンインストール] をクリックし、手順3に進みます。

2. [プログラムのアンインストール]をクリックします。

[プログラムのアンインストールまたは変更] 画面が表示されます。

※ [コントロールパネル] 画面をアイコン表示にしている場合は、[プログラムと機能] をクリックします。

3. [法人税の達人from減価償却の達人]をクリックして選択し、[アンインストール]をクリックします。

確認画面が表示されます。

4. [はい]ボタンをクリックします。

アンインストールが開始されます。

5. アンインストールが終了したら、[プログラムのアンインストールまたは変更]画面を終了します。

以上で、「法人税の達人from減価償却の達人」のアンインストールは完了です。

8.著作権・免責等に関する注意事項

- 「法人税の達人from減価償却の達人」のソフトウェア製品全体の著作権、工業所有権の一切の知的財産権は弊社に帰属するものとします。
- 「法人税の達人from減価償却の達人」の複製物（バックアップ・コピー）は、不慮の事故に備えて1部のみ作成することができます。
- 「法人税の達人from減価償却の達人」を使用した結果の損害及び影響について、原因のいかんを問わず、弊社は一切の賠償の責任を負いません。
- 「法人税の達人from減価償却の達人」のプログラム及びドキュメント等の一部または全部をどのような場合でもその形態を問わず無断で解析・改造・配布等を行うことはできません。
- 「法人税の達人from減価償却の達人」のソフトウェア製品仕様は、事前の通知なしに変更することがあります。

**法人税の達人from減価償却の達人
運用ガイド**

平成30年4月13日改訂版
